

行政の立場から見た 相談支援と協議会

令和4年8月

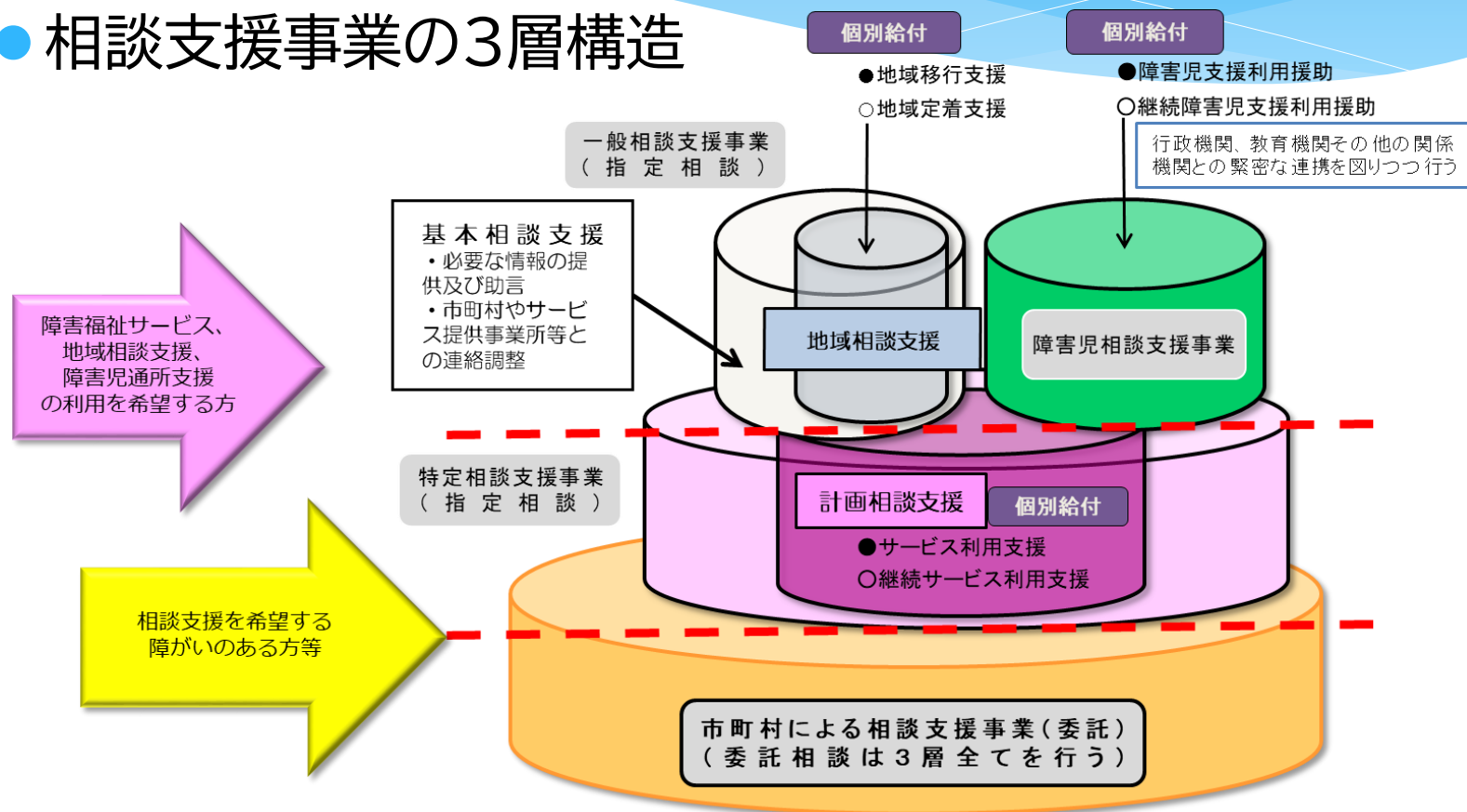
札幌市 保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい福祉課 就労・相談支援担当係

相談支援事業とは①

- 相談支援事業所は大きく分けて、「指定相談支援事業所」と「委託相談支援事業所」の2種類
- 指定相談支援事業所:主に計画相談等の個別給付の支援を行う。札幌市内に約140か所。
- 委託相談支援事業所:指定相談支援事業所のうち、市町村からの委託にて「障がい者相談支援事業」を実施している相談支援事業所のこと。総合相談を行い、必要に応じて計画相談等の個別給付の支援も行う。市内20か所(基幹相談1か所含む)。

相談支援事業とは②

● 相談支援事業の3層構造



札幌市障がい者相談支援事業とは①

- 通称、「委託相談支援事業、委託相談」と呼ばれているもの。
- 障がい者(児)や家族にとっての身近な相談窓口として、障がいに関する相談に応じ、相談内容に応じて様々な関係機関と連携しながら、地域生活に必要な情報提供、各種機関の紹介、在宅福祉サービスの利用の援助等の支援を総合的に行う事業。
- 障がい者相談支援事業は、障害者総合支援法第77条第1項第3号に定める、市町村の必須事業。

札幌市障がい者相談支援事業とは②

- 札幌市では、「札幌市障がい者相談支援事業実施要綱」に基づき、必要な要件を満たしている指定法人が運営する「相談支援事業所」へ本業務を委託している。
(障害者総合支援法を受けて定められた、厚生労働省の地域生活支援事業実施要綱にて、一定の指定法人へ委託可と規定されている。)～要綱解説書P.1
- 札幌市まちづくり戦略ビジョンアクションプラン2019においては「障がい者相談支援事業の拡充」として掲げられている。
- さっぽろ障がい者プラン2018にも掲げられている。

札幌市として、障がい者相談支援事業を重要な事業であると位置づけている。

札幌市の障がい者相談支援事業の特徴①

- 3つの障がい等(身体・知的・精神等)の相談に対応
(札幌市障がい者相談支援実施要綱第4条第1項)～要綱解説書P.2

- ピアサポーターの配置

(札幌市障がい者相談支援実施要綱第9条第1項第3号)～要綱解説書P.12

- ➡ 「ぽぽ」「ぽらりす」「あさかげ」「ノック」「すきっぷ」の5事業所に、障がい当事者をピアサポーターとして配置している。
- ➡ 当事者の立場で、相談員とともに個別相談業務、当事者主体の勉強会、講演会、ピアサポート活動の地域への普及啓発活動等を行っている。

札幌市の障がい者相談支援事業の特徴②

●地域支援員の配置

(札幌市障がい者相談支援実施要綱第9条第1項第4号)～要綱解説P.13

- ➡ 「さっぽろ」「ぽらりす」「セーボネス」「あゆみ」「ますとびいー」「みなみ」「ノック」「ほっと」「すきっぷ」「こころていね」の10事業所(全10区)に配置。
- ➡ 障がい者が孤立せず、地域で安心して暮らせるよう、制度の狭間に留意し、地域福祉活動者や団体、地域住民等と協力体制の構築が目的。
- ➡ 地域福祉活動者・団体・行政機関等への普及啓発活動/災害時要配慮者避難支援活動の推進協力/講演活動を通じた障がい者理解の促進/町内会等の地域住民の見守り活動への専門的助言などを行う。

札幌市の障がい者相談支援事業の特徴③

● 基幹相談支援センターの設置

(札幌市障がい者相談支援実施要綱第9条第1項第5号)～要綱解説書P.14



1か所設置。「さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール」のこと。



基幹相談の業務は大きく分けて4つ。

- 委託相談支援事業の支援(事業運営等への助言、研修開催、委託相談で行うことが難しい相談支援業務を行う。)
- 計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援の推進(計画相談支援の必要な体制の検証を行い、計画相談支援等の質的・量的な充実を目指す。委託相談と指定相談の連携強化。)
- 障がい当事者による相談支援活動の支援(ピアサポーター配置事業所意見交換会や交流会の事務局)
- 札幌市自立支援協議会の事務局(札幌市ともに事務局を担う)

札幌市の障がい者相談支援事業の特徴④

●札幌市自立支援協議会の運営への参加

(札幌市障がい者相談支援実施要綱第5条第1項第15号、第8条第1項第10号)

～要綱解説書P.2、P.7～9



障がい者相談支援事業所の委託業務には、札幌市自立支援協議会（相談支援部会、地域部会等）の運営への参加を含む。



札幌市自立支援協議会の相談支援部会は、20カ所の障がい者相談支援事業所を主要な構成員とする。



その他にも、必要に応じて各プロジェクトチームへも参加実績あり。
(過去の例:重複障がいに関するプロジェクトチームなど)

【参考】相談支援部会の会議

令和4年度の予定～

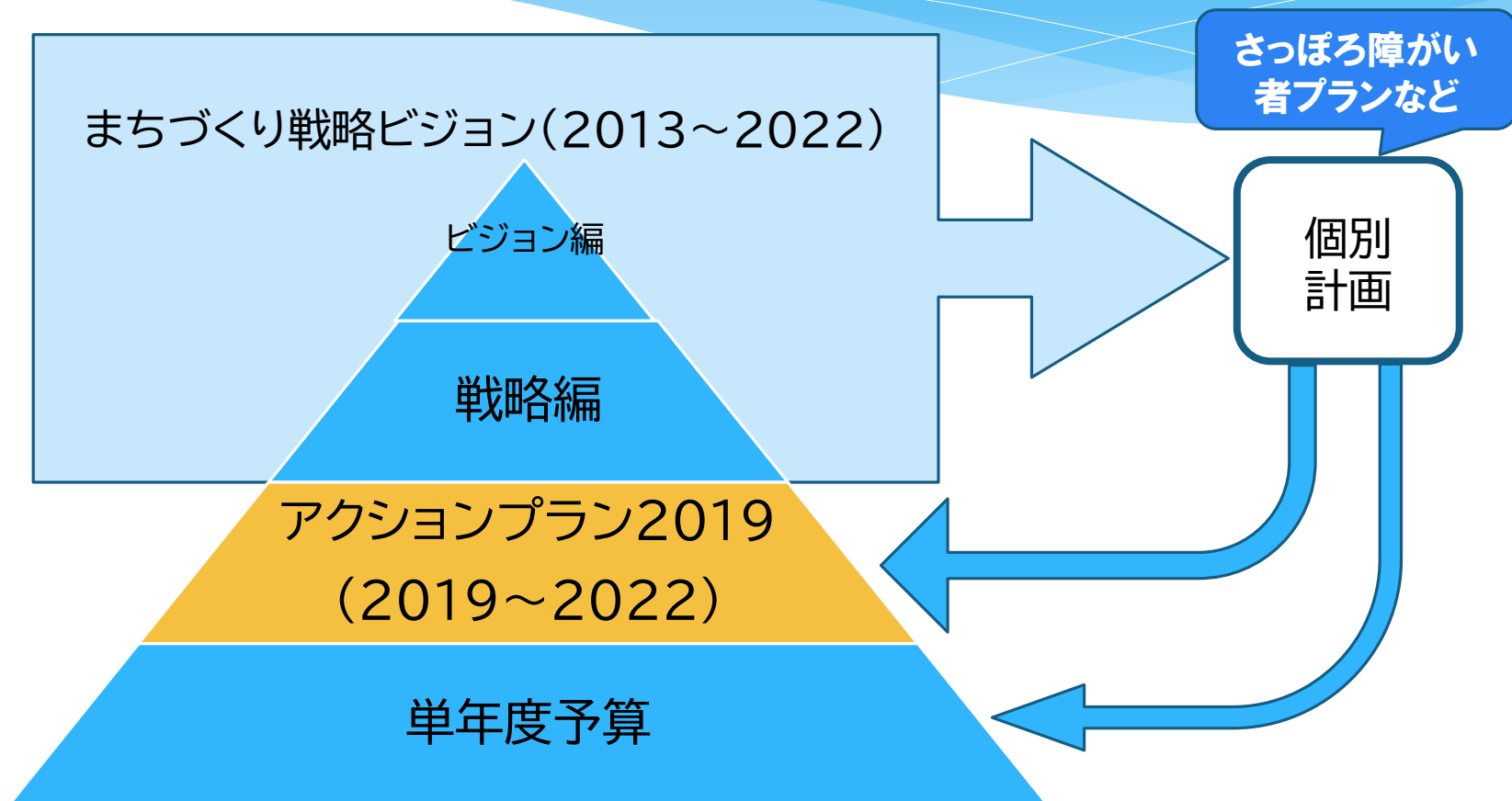
- 定例会(年3回)
- エリア会議(年3～4回)
- 事務局会議(年5回)
- 地域支援員会議(年3回)
- 巡回法律相談会(年12回、毎月1回)

札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2019 ①

アクションプラン2019とは

- 「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を実現するための中期実施計画として、行財政運営や予算編成の指針となるもの。
- 札幌市まちづくり戦略ビジョンとともに、札幌市の総合計画としての位置づけ。
- 計画期間：令和元年度(2019)～令和4年度(2022)の4年間
- 計画体系：4つの重点テーマと9つの創造戦略
- 詳しくは札幌市公式HP(アクションプラン2019のページ)を参照
<https://www.city.sapporo.jp/chosei/actionplan2019.html>

札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2019 ②



札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2019 ③

アクションプラン2019における 障がい者相談支援事業とは

- 事業名：障がい者相談支援事業の拡充
- 重点テーマ：暮らし・コミュニティ
- 施策の方向性：地域に密着した保健福祉サービスを提供する環境づくり（創造戦略1：地域福祉力創造戦略）

札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2019 ④

アクションプラン2019の活動指標とは

- 基幹相談支援センターを除く障がい者相談支援事業所の総相談件数

71,288件(平成30年度実績)

→103,300件(令和4年度目標)

**障がい者手帳の取得人数が増加傾向
なので、相談数も増加していくと予想**

札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2019 ⑤

アクションプラン2019における 障がい者相談支援事業とは

- 事業内容:

障がいのある方やその家族の地域生活を支えるため、福祉サービスの紹介や利用の援助、生活の困りごとに対する相談、関係機関との連絡調整などを行う相談支援事業所の体制を強化する。

札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2019 ⑥

相談件数が増えていくと障がいのある方一人ひとりが十分に相談できなくなるのではないだろうか？

- 令和4年度委託契約において相談員を20人加配(基幹相談支援センターを除く相談員数77人)
※令和3年は18人加配、令和4年度はさらに2人加配

相談員数を増やすことで、相談支援事業の体制強化を図り、障がいのある方が相談しやすい体制を維持したい。

札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2019 ⑦

相談支援事業の体制強化(質の向上)のために…

- 有資格者への加算：
令和4年度契約では46人の相談員(基幹相談含む)
が有資格者加算の対象
- 有資格者加算の要件：
障がい者相談支援に係る実務経験が5年以上で、相
談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、
理学療法士、作業療法士等の国家資格のうち2つ以
上有する方(～要綱解説書P.19)

さっぽろ障がい者プラン2018①

さっぽろ障がい者プラン2018とは

- 札幌市で暮らす障がいのある方が生活しやすくなることを目的に作成した計画。
- 3つの計画(※)を合わせてひとつのものとしてつくっている。
※障がい者計画、障がい福祉計画(第5期、第6期)、障がい児福祉計画(第1期、第2期)
- 期間は次のとおり。
 - 障がい者計画→6年間(2018年4月～2024年3月)
 - 障がい福祉計画(第5期)、障がい児福祉計画(第1期)→3年間(2018年4月～2021年3月)
 - 障がい福祉計画(第6期)、障がい児福祉計画(第2期)→3年間(2021年4月～2024年3月)
- 詳しくは札幌市公式HP(さっぽろ障がい者プランのページ)を参照。
(<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/index.html>)

さっぽろ障がい者プラン2018②

それぞれの計画はどんなもの？

- 障がい者計画(2018年～2024年)
根拠法:障害者基本法
障がいのある人の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるもの。
- 障がい福祉計画、障がい児福祉計画(2018年～2020年、2021年～2024年)
根拠法:障害者総合支援法、児童福祉法
障害福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるもの。

さっぽろ障がい者プラン2018③

3つの計画の関係

さっぽろ障がい者プラン2018

障がい者計画【障害者基本法】 障がい福祉に関する基本計画

障がい福祉計画、障がい児福祉計画
【障害者総合支援法、児童福祉法】
障害福祉サービス等に関する計画

さっぽろ障がい者プラン2018④

さっぽろ障がい者プラン2018における 障がい者相談支援事業①

■障がい者計画(旧:障がい者保健福祉計画)

●【基本施策1】

個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備。

- 重点取組として、相談支援事業所の充実。
- 障がいのある人やその家族、関係機関等からの相談に応じます。
- 地域支援員を配置して、区役所をはじめとする関係機関や地域福祉関係者との連携を図るほか、地域で生活する障がいのある人をピアサポーターとして配置し、当事者主体による活動を支援します。
- また、基幹相談支援センターにおいては、相談支援事業所に対する専門的な助言、計画相談支援や地域移行・地域定着支援の推進、ピアサポーターの活動支援を行います。

さっぽろ障がい者プラン2018⑤

さっぽろ障がい者プラン2018における 障がい者相談支援事業②

■障がい者計画(旧:障がい者保健福祉計画)

- 各相談支援事業所の連携や行政・関係機関等の様々な分野との協力、役割分担のあり方について検討しながら、障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、相談支援事業所の充実を図ります。

相談支援体制の充実・強化に向けて①

札幌市の相談支援体制の課題とは

- 委託相談支援事業所の相談件数の増加～相談件数が増加し続けており、新規の相談の対応までに時間がかかってしまう場合がある。計画相談支援の対象にならない事例、対応が困難な事例等への迅速な対応という委託相談の本来業務に支障をきたさないように配慮が必要。
- セルフプラン率が高い～障害福祉サービス等を利用するとき、指定特定相談支援事業者以外が作成した計画(セルフプラン)により支給決定を受ける場合が多く、真に必要な利用者が計画相談を受けていないと考えられる。
- 指定相談支援事業所の収入基盤が弱い～指定相談支援事業所は「計画相談支援」を行わないと報酬を得られないが、多くの事業所が計画相談支援に至らない「基本相談」のみを受けている。

相談支援体制の充実・強化に向けて②

課題解決に向けて ～相談支援体制の充実・強化に向けて

「札幌市障がい者相談支援事業要綱」を改正し、この事業を受託する事業所(委託相談支援事業所)の事業内容をより具体化。札幌市からの「相談支援体制の充実・強化に向けた取組について(平成30年(2018年)4月6日付札幌第157号)」を相談支援事業所宛てに通知。

- 指定特定(障害児)相談支援事業所と連携及び業務推進支援(事業所間の相談受け入れ調整を含む)
- 地域における相談支援の円滑な遂行に配慮して、計画相談支援等他の事業所で対応可能な相談支援について適切に引き継ぎ、緊急性のある相談支援や他の事業所で対応困難な相談支援(計画相談支援の対象とならない事例等)を積極的かつ真摯に引き受ける等地域での役割分担に留意する
- 委託相談支援事業所以外の指定特定(障害児)相談支援事業所の役割として事業所内で可能な相談体制の充実・強化や委託相談支援事業所との連携強化を図り、計画(障害児)相談支援の依頼に適切に対応する



委託相談と指定相談のより一層の連携のため、地域のネットワークを活用し、委託相談支援事業所を中心として、地域の実情に合った方法を取りながら、地域全体としてレベルアップしていくよう検討が必要。

相談支援体制の充実・強化に向けて③

平成30年度の要綱改正で下記を追加

- 指定相談支援事業所と委託相談支援事業所の連携・業務支援推進(要綱第5条(16))
- 「委託」と「指定」の役割分担(第8条(3))



委託相談支援事業所と指定相談支援事業所の連携や指定相談支援事業所への業務支援推進、委託相談支援事業所の基本的役割や、指定相談支援事業所との役割分担(重点の置き方)を要綱に規定。

相談支援体制の充実・強化に向けて④

相談支援事業の役割分担、方向性

- ・最前線 … 指定相談
- ・その後方支援 … 委託相談
- ・さらに、その後方支援 … 基幹相談



区役所・市役所本庁



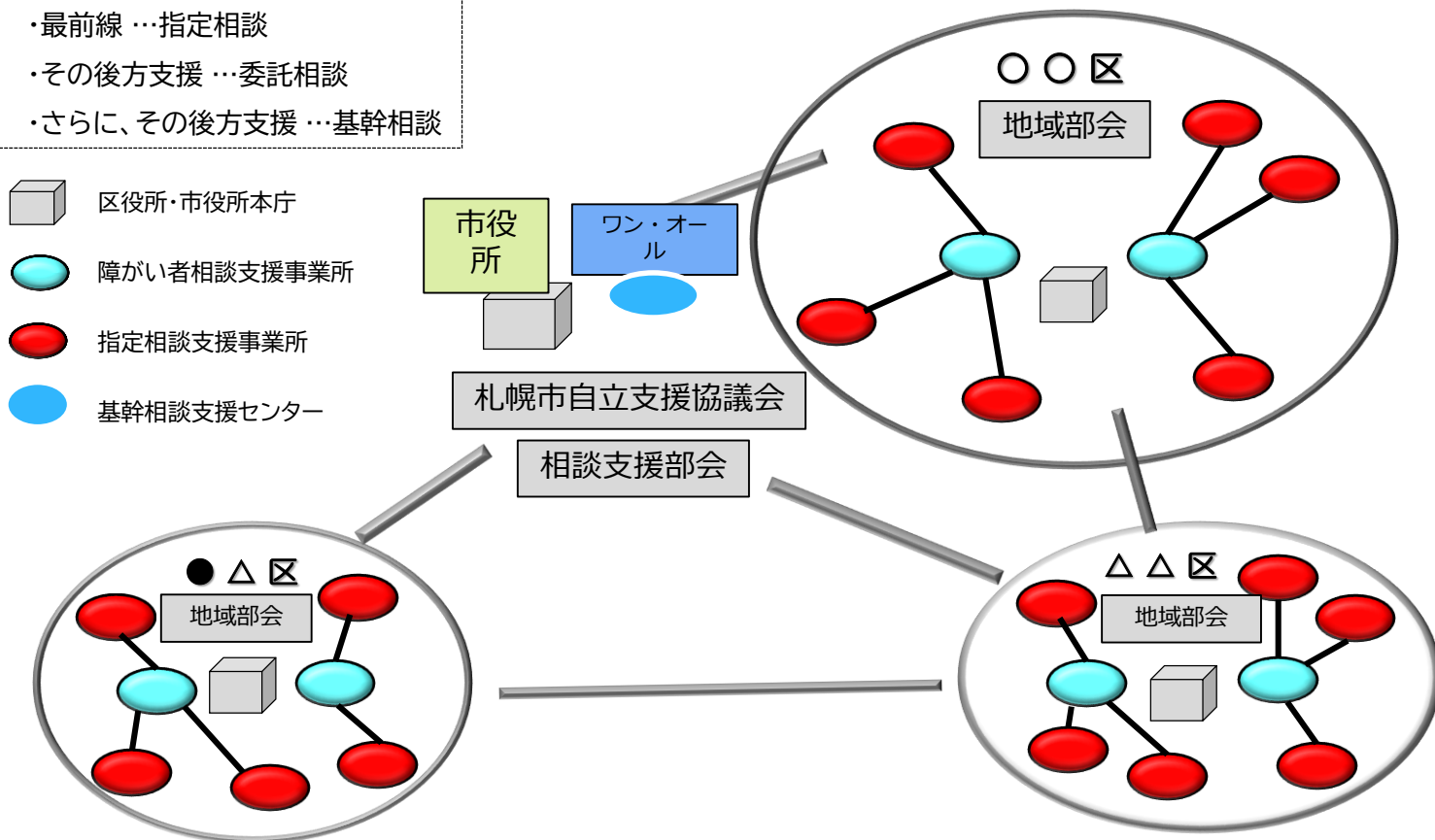
障がい者相談支援事業所



指定相談支援事業所



基幹相談支援センター



予算規模と財源

- 障がい者相談支援事業の令和4年度予算 510,892千円
(障がい者あんしん相談分 4,885千円を含む)

【財源】

- 一般的な相談支援事業(情報提供、障がい福祉サービスの利用支援等)
⇒市負担(地方交付税措置)
- 基幹相談支援センター等機能強化事業(基幹センター職員配置の他に、虐待相談員配置、地域支援員配置、ピアサポーター配置をしています。(要綱第9条第2項、第3項及び第4項))
- 住宅入居等支援事業(要綱にて住宅入居等支援をすること定めています。)(要綱第9条第1項)
⇒国負担1/2、道負担1/4、市負担1/4
国、道負担は地域生活支援事業費補助金を市に交付

関連事業①(地域活動支援センター)

地域活動支援センター(通称:地活)とは、

障がいのある方が継続的に通い、地域社会に積極的に参加できるよう設置され、以下のような役割を持つ場。

(※具体的な活動内容は、各センター等によって異なる。)

- 重度の障がいのある方に対する日常生活上の支援の場
- 地域の方々との交流など社会参加の場
- 一般就労が困難な障がいのある方に対する福祉的な就労の場
- 一般就労を目指した支援の場 など

関連事業①(地域活動支援センター)

- 委託の相談支援事業所に併設されている地活は、相談室と同一または近隣の場所において、主に精神障がい者に対し、相談支援事業と総合的に社会参加の場を提供する。
- 相談支援併設の地活は4事業所(令和4年4月1日現在)
 - ・地域生活支援センターさっぽろ(地域生活支援センターさっぽろ)
 - ・地域活動支援センターannapurna(相談室ぽらりす)
 - ・地域活動支援センターたまりば「ふたば」(相談室つぼみ)
 - ・あさかげ生活支援センター(相談室あさかげ)

関連事業②(障がい児等療育支援事業)

- 障がい児等療育支援事業

⇒在宅の身体障がい児、知的障がい児、重症心身障がい児、発達障がい児やその家族、関係者等に対して療育を支援することにより、障がい児等の福祉の向上を図る

⇒障がい者相談支援事業を委託している法人のうち、5法人に障がい児等療育支援事業も委託

(社会福祉法人あむ、社会福祉法人はるにれの里、社会福祉法人麦の子会、社会福祉法人北翔会、社会福祉法人榆の会)

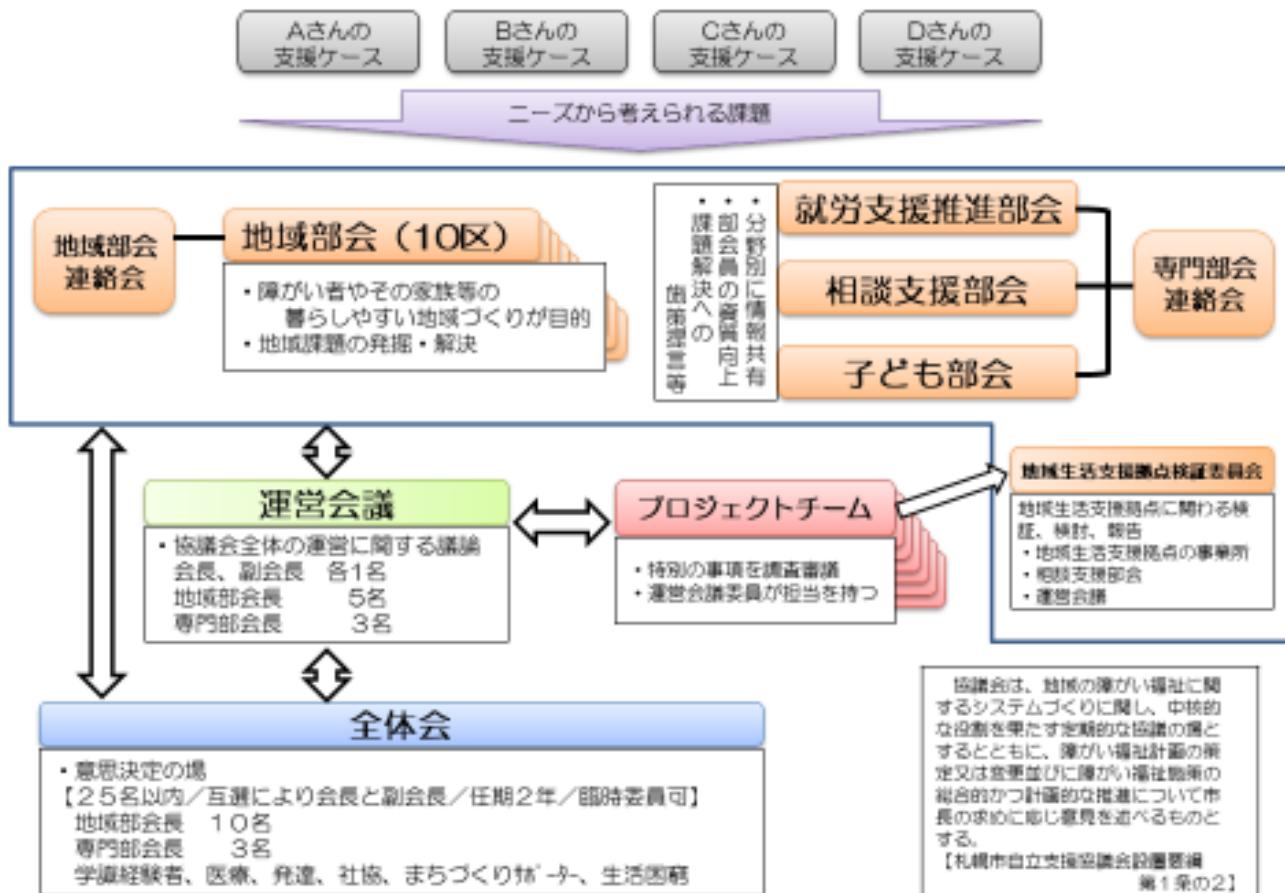
札幌市自立支援協議会①

札幌市自立支援協議会とは？

- 札幌市が平成18年に設置した附属機関。
- 札幌市自立支援協議会設置要綱第1条第2項にて、「①地域の障がい福祉に関するシステムに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場、②障がい福祉計画の策定又は変更並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について市長の求めに応じ意見を述べるもの」と定義。
- 附属機関(意思決定の場)であるのは全体会のみ。他の部会などは附属機関ではないものの、地域課題の抽出、障がい理解の普及啓発や各種支援にかかる研修、座談会を実施。

札幌市自立支援協議会②

札幌市自立支援協議会組織図 (令和4年7月1日)



札幌市自立支援協議会の部会とプロジェクトチームの整理（事務局／一部未整理箇所を含む）

	部会		プロジェクトチーム（PT） （ワーキングチーム（WG））
	地域部会	専門部会	
目的	各區ごとに設置 ・地域づくり ・顔の見えるネットワークを構築 ・情報共有 ・地域課題の発掘・解決	包括的・横断的な分野別に設置 ・情報共有 ・研修等の開催 ・部会員の資質向上 ・施策提言 等	・特別の事項を調査審議 ※活動内容の実態は、 ・カテゴリごとに分類された地域課題を整理（主にWG） ・取り組める範囲での課題解決に向けたモデル的な活動 ・協議会の活用を制度的に求められていることへの対応の3つがある。 ※もともと協議会全体（運営会議）で取り組むべきことを一時的に専門性の高いPTに委ねている。
期限・組織	・特別な事情が生じない限り、組織的・継続的に活動することを前提にしている。 ・相当数の事業所が、事業所単位で加入してネットワークを構築している。 ・個人の参加もありうるが、個人的な活動をする場ではない。 ・部会内にも部会やプロジェクトチームを持つ。		・これまでの運営会議や全体会で、PTは有期であること、協議会委員の改選時に、PTの継続について判断することが確認されている。 ・一時的、専門的なものであるため、個人の知識・関心を生かして参加することもできる。 ・活動開始時に目的・活動内容を踏まえ期限を具体的に設定する
課題の取扱の違い	・地域課題抽出～地域課題の整理と分析 ・課題解決に向けた取組 ※部会から運営会議へ報告されものを協議会全体の地域課題として取り扱う。各地域部会でも取り組める範囲で課題解決の活動は行う。	・関係者間の情報共有や研修等の開催により、部会員の資質向上と施策提言を行うことが目的であり、地域課題抽出が主目的ではない。	・すでに地域課題としてカテゴリごとに整理された課題に基づいて設置され、アンケート等による実態把握をしたり、課題を施策提言できる内容に整理したり、座談会等の課題解決に向けたモデル的な取組を行う。 ・PTの活動内容や新たに把握された課題は、運営会議に報告する。 ・調査審議した結果は、運営会議や全体会に報告したり、集大成のセミナー開催等で地域に還元したり、専門部会・地域部会に引き継げることは引き継ぐ。
事務局等	・事務局は、個別支援主査、委託相談、区社協が基本。 ・活動の自主性が高く、直接札幌市の施策に提言はしていない。	・札幌市の委託事業等、就労・相談支援担当係と事業運営上の関係が強い事業所が複数含まれる事務局会議を構成している。	・事務局はワン・オールと就労・相談支援担当係が基本。 ・運営会議からの担当委員を決めている。
その他	・協議会は、要望、陳情の場ではなく、ともにできることを探りながら相互の連携を深める等の活動をしていく場。 ・協議会は、障がい者プランの策定・変更や総合的かつ計画的な障がい福祉政策の推進について市長の求めに応じ意見を述べる。 ・事業化の難しい施設・制度整備等は、協議会以外のアプローチで実現をめざすことも考えるべき。		

札幌市自立支援協議会③

どうして自立支援協議会の 設置が必要なの？

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第八十九条の三にて、「地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。」と規定されているため。

札幌市自立支援協議会④

委託相談支援事業所としての自立支援協議会との関わり方とは？

札幌市障がい者相談支援事業実施要綱にて、以下のとおり規定。

- 第5条(15)：札幌市自立支援協議会(相談支援部会、設置場所の区の地域部会等)の運営への参加
- 第8条《人材育成、資質向上》(10)：北海道及び札幌市(自立支援協議会を含む)、基幹相談支援センターが主催する研修には業務として従事者を参加させること。なお、その他の研修などについても、人材育成・資質向上の観点から業務として極力参加させること。

つまり、自立支援協議会への参加は委託相談の必須業務である。

札幌市自立支援協議会⑤

今後の自立支援協議会が目指すもの

「開かれた協議会」を目指す方向に

- 協議会を知らない市民にもわかるように取組を展開する必要がある。
- 障がいの抱える課題は障がいの領域のみに留まらないため、障がい領域以外にも広めていく。

➡ 活動の広がりが求められる

札幌市自立支援協議会⑥

活動の広がり具体例

1. 自立支援協議会の委員を他の会議でも活用
2. 委託相談と指定相談の連携
3. 各区地域部会の情報発信
4. サービス提供事業者との連携－地域資源の開発
5. 困難事例への対応のあり方を情報共有

札幌市自立支援協議会⑦

自立支援協議会での活動に
あたってのお願い

- 地域全体、札幌市全体のことを考え、日々の協議会活動を行ってほしい。
- 自立支援協議会は市が設置した公の機関であるので、公平さを意識して日々の協議会活動を行ってほしい。

皆様のご協力をいただけると幸いです。

自立支援協議会(参考)

- 札幌市自立支援協議会の市の公式HP
<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tiikijiritusien/tiikijiritusien.html>
- ワン・オールのHP(自立支援協議会のページ)
<http://one-all.net/category/conference/>